## 4-14

## 公費負担医療の有無について (問い合わせ)

- ○国または地方自治体からの負担で、療養を受けている人は、県または市区町村役場および保健所等により、公費負担医療受給者証もしくは公費負担決定通知書を交付されます。
- ○このように法律に基づき公費負担が行われる場合は、健康保険と重複して給付されないよう、 公費負担医療との調整規定があります。
- ○当組合では助成されている人は分りますが、その内容についてまでは把握ができませんので、 調査を行うことがありますのでご協力をお願いします。
- ○その際、内容の分かる書類(医療券など)の写しと調査用紙(調査時に配布します)を提出してください。

## \*医療券の種類と例\*

例) 51 …特定疾患(難病)、10 …結核予防法、

親…ひとり親家庭、乳…乳幼児医療

公費を助成されているときは…当組合の規定により付加金等は支給しません。